

14 狩 猟 税 表

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	124	2,013
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	3	25
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	120	1,980
		所得割額の納付を要しない者	-	14	154
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2		
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2		
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	14	154
	課税免除	-	1,168		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1,168		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
猟	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	2	16
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2	16
		所得割額の納付を要しない者	-	0	0
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
	課税免除	-	48		
	㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	48		
	㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
関	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	110	869
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
		㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	7	29
		㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	102	836
		所得割額の納付を要しない者	-	7	39
		㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	7	39
	課税免除	-	972		
	㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	972		
	㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
係	第二種銃猟免許に係る登録		-	27	71
		㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	14	
		㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-		
		㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	13	71
		① ～ ㊸ の 合 計	-	2,472	3,162

(注) この表は、令和6年度において課税されたものについて、年度末現在で掲載した。